

地震保険普通保険約款および特約集

F0053-00-81 2210 3,500 (マ)

このたびは、セコム損保の地震保険をご契約いただきありがとうございます。

ご契約いただきました保険証券が出来上がりましたので、お届け致します。

この「地震保険普通保険約款および特約集」は、保険証券面に地震保険金額が表示されたご契約にのみ適用されます。

また、特約はこの約款集に別段の表示がないかぎり保険証券面に表示された「特約」、または「特約」欄の中で、○印の付された特約がこのご契約に適用されます。

証券面記載の略称と目次の特約名を照合のうえ、内容をご確認ください。

※お断り 地震保険のご加入のないご契約について、本約款が同封されている場合がございますので、その場合にはあしからずご容赦ください。

信頼される安心を、社会へ。

SECOM セコム損害保険株式会社

— 目 次 —

◎地震保険普通保険約款	
第1章 用語の定義条項	1
第2章 補償条項	2
第3章 基本条項	5
◎家庭総合保険に付帯される場合の特則	10
◎普通火災保険、住宅火災保険、住宅総合保険および店舗総合保険に付帯される場合の特則	11
◎満期戻総合保険契約に付帯される場合の特則	12
◎特約	14
1. 自動継続特約（地震保険用）	14
2. 長期保険保険料払込特約（地震保険用）	14
3. 長期保険保険料年払特約（地震保険用）	15
4. 抵当権者特約（地震保険用）	16
（主契約が満期戻総合保険契約の場合）	
5. 長期保険保険料払込特約（満期戻総合保険付帯地震保険用）	17
6. 地震保険契約の保険料への振替貸付等に関する特約	18

※この約款・特約等は、ご契約の大切な事がらを記載してございます。
どうぞ保険証券とともにご保存くださるようお願いいたします。

地震保険普通保険約款

第 1 章 用語の定義条項

第 1 条（用語の定義）

この約款において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
一部損	（建物の場合） 建物の主要構造部の損害の額が、その建物の保険価額（注）の 3 % 以上 20 % 未満である損害をいいます。なお、建物の主要構造部の損害の額には、次条（1）の損害が生じた建物の原状回復のため地盤等の復旧に直接必要とされる最小限の費用を含むものとします。 （注）門、塀または垣が保険の対象に含まれる場合であっても、これらの保険価額は含みません。 （生活用動産の場合） 生活用動産の損害の額が、その生活用動産の保険価額の 10 % 以上 30 % 未満である損害をいいます。
危険	損害の発生の可能性をいいます。
危険増加	告知事項についての危険が高くなり、この保険契約で定められている保険料がその危険を計算の基礎として算出される保険料に不足する状態になることをいいます。
警戒宣言	大震法第 9 条（警戒宣言等）第 1 項に基づく地震災害に関する警戒宣言をいいます。
告知事項	危険に関する重要な事項のうち、保険契約申込書の記載事項とすることによって当会社が告知を求めたものをいいます。（注） （注）他の保険契約に関する事項を含みます。
敷地内	特別の約定がないかぎり、囲いの有無を問わず、保険の対象の所在する場所およびこれに連続した土地で、同一保険契約者または被保険者によって占有されているものをいいます。また、公道、河川等が介在していても敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。
地震等	地震もしくは噴火またはこれらによる津波をいいます。
地震保険法	地震保険に関する法律（昭和 41 年法律第 73 号）をいいます。

小半損	（建物の場合） 建物の主要構造部の損害の額が、その建物の保険価額（注）の 20 % 以上 40 % 未満である損害または建物の焼失もしくは流失した部分の床面積のその建物の延べ床面積に対する割合が 20 % 以上 50 % 未満である損害をいいます。なお、建物の主要構造部の損害の額には、次条（1）の損害が生じた建物の原状回復のため地盤等の復旧に直接必要とされる最小限の費用を含むものとします。 （注）門、塀または垣が保険の対象に含まれる場合であっても、これらの保険価額は含みません。 （生活用動産の場合） 生活用動産の損害の額が、その生活用動産の保険価額の 30 % 以上 60 % 未満である損害をいいます。
生活用動産	生活の用に供する家具、衣服その他の生活に必要な動産をいいます。ただし、建物に収容されている物に限りです。
全損	（建物の場合） 建物の主要構造部の損害の額が、その建物の保険価額（注）の 50 % 以上である損害または建物の焼失もしくは流失した部分の床面積のその建物の延べ床面積に対する割合が 70 % 以上である損害をいいます。なお、建物の主要構造部の損害の額には、次条（1）の損害が生じた建物の原状回復のため地盤等の復旧に直接必要とされる最小限の費用を含むものとします。 （注）門、塀または垣が保険の対象に含まれる場合であっても、これらの保険価額は含みません。 （生活用動産の場合） 生活用動産の損害の額が、その生活用動産の保険価額の 80 % 以上である損害をいいます。
損害	地震等が生じた後における事故の拡大防止または緊急避難に必要な処置によって保険の対象について生じた損害を含みます。
大震法	大規模地震対策特別措置法（昭和 53 年法律第 73 号）をいいます。
大半損	（建物の場合） 建物の主要構造部の損害の額が、その建物の保険価額（注）の 40 % 以上 50 % 未満である損害または建物の焼失もしくは流失した部分の床面積のその建物の延べ床面積に対する割合が 50 % 以上 70 % 未満である損害をいいます。なお、建物の主要構造部の損害の額には、次条（1）の損害が生じた建物の原状回復のため地盤等の復旧に直接必要とされる最小限の費用を含むものとします。 （注）門、塀または垣が保険の対象に含まれる場合であっても、これらの保険価額は含みません。 （生活用動産の場合） 生活用動産の損害の額が、その生活用動産の保険価額の 60 % 以上 80 % 未満である損害をいいます。

建物	土地に定着し、屋根および柱または壁を有するものをいい、門、塀、垣、タンク、サイロ、井戸、物干等の屋外設備・装置を除きます。ただし、居住の用に供する建物に限ります。
建物の主要構造部	建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条（用語の定義）第3号の構造耐力上主要な部分をいいます。
他の保険契約	（保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物でない場合） この保険契約における保険の対象と同一の敷地内に所在する第5条（保険金の支払額）（2）①または②の建物または生活用動産について締結された地震等による事故に対して保険金を支払う他の保険契約をいいます。 （保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物である場合） この保険契約における保険の対象と同一の敷地内に所在する第5条（保険金の支払額）（3）①または②の専有部分もしくは共用部分または生活用動産について締結された地震等による事故に対して保険金を支払う他の保険契約をいいます。
保険価額	損害が生じた地および時における保険の対象の価額をいいます。
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。

第2章 補償条項

第2条（保険金を支払う場合）

- （1）当会社は、地震等を直接または間接の原因とする火災、損壊、埋没または流失によって、保険の対象について生じた損害が全損、大半損、小半損または一部損に該当する場合は、この約款に従い、保険金を支払います。
- （2）地震等を直接または間接の原因とする地すべりその他の災害による現実かつ急迫した危険が生じたため、建物全体が居住不能（注）に至った場合は、これを地震等を直接または間接の原因とする火災、損壊、埋没または流失によって生じた建物の全損とみなして保険金を支払います。

（注）一時的に居住不能となった場合を除きます。

- （3）地震等を直接または間接の原因とする洪水・融雪洪水等の水災によって建物が床上浸水（注1）または地盤面（注2）より45cmを超える浸水を被った結果、その建物に損害が生じた場合（注3）には、これを地震等を直接または間接の原因とする火災、損壊、埋没または流失によって生じた建物の一部損とみなして保険金を支払います。

（注1）居住の用に供する部分の床を超える浸水をいいます。なお、「床」とは、畳敷または板張等のものをいい、土間、たたきの類を除きます。

（注2）床面が地盤面より下にある場合はその床面をいいます。

（注3）その建物に生じた（1）の損害が全損、大半損、小半損または一部損に該当する場合を除きます。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物でない場合】

- （4）（1）から（3）までの損害の認定は、保険の対象が建物である場合には、その建物ごとに行い、保険の対象が生活用動産である場合には、これを収容する建物ごとに行います。また、門、塀または垣が保険の対象に含まれる場合には、これらが付属する建物の損害の認定によるものとします。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物である場合】

- （4）保険の対象が区分所有建物の専有部分または共用部分である場合には、（1）から（3）までの損害の認定は、専有部分については、個別に行い、また、共用部分については、その区分所有建物全体の損害の認定によるものとします。また、門、塀または垣が保険の対象に含まれる場合には、これらが付属する区分所有建物の共用部分の損害の認定によるものとします。
- （5）保険の対象が生活用動産である場合には、（1）から（3）までの損害の認定は、その生活用動産の全体について、これを収容する専有部分ごとに行います。

第3条（保険金を支払わない場合）

- （1）当会社は、地震等の際において、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者、被保険者（注1）またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反
- ② ①に規定する者以外の者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者（注2）またはその者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。
- ③ 保険の対象の紛失または盗難
- ④ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注3）
- ⑤ 核燃料物質（注4）もしくは核燃料物質（注4）によって汚染された物（注5）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故（注1）保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。（注2）①に規定する者以外の保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。（注3）群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。（注4）使用済燃料を含みます。（注5）原子核分裂生成物を含みます。

- （2）当会社は、地震等が発生した日の翌日から起算して10日を経過した後が生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物でない場合】

第4条（保険の対象の範囲）

- （1）この保険契約における保険の対象は、この保険契約が付帯されている保険契約の保険の対象のうち、建物または生活用動産に限られます。
- （2）（1）の建物が保険の対象である場合において、この保険契約が付帯されている保険契約の保険の対象に門、塀もしくは垣または物置、車庫その他の付属建物が含まれているときは、これらのものは、この保険契約の保険の対象に含まれます。
- （3）（1）の生活用動産には、建物の所有者でない者が所有する次に掲げる物を含みます。

- ① 畳、建具その他これらに類する物
- ② 電気、通信、ガス、給排水、衛生、消火、冷房・暖房、エレベーター、リフト等の設備のうち建物に付加したもの
- ③ 浴槽、流し、ガス台、調理台、棚その他これらに類する物のうち建物に付加したもの

- (4) (1) および (3) の生活用動産には、次に掲げる物は含まれません。
- ① 通貨、有価証券、預金証書または貯金証書、印紙、切手その他これらに類する物
 - ② 自動車 (注)
 - ③ 貴金属、宝玉石および宝飾品ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超えるもの
 - ④ 稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物
 - ⑤ 商品、営業用什器・備品その他これらに類する物
- (注) 道路運送車両法 (昭和26年法律第185号) 第2条 (定義) 第2項に定める自動車をいい、同条第3項に定める原動機付自転車を含みません。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物である場合】

第4条 (保険の対象の範囲)

(1) この保険契約における保険の対象は、この保険契約が付帯されている保険契約の保険の対象のうち、専有部分もしくは共用部分 (注) または生活用動産に限られます。

(注) 居住の用に供されない専有部分およびその共用部分の共有持分は、保険の対象に含まれません。

(2) (1) の共用部分が保険の対象である場合において、この保険契約が付帯されている保険契約の保険の対象に門、堀もしくは垣または物置、車庫その他の付属建物が含まれているときは、これらのものは、この保険契約の保険の対象に含まれます。

(3) (1) の生活用動産には、専有部分の所有者でない者が所有する次に掲げる物を含みます。

- ① 畳、建具その他これらに類する物
- ② 電気、通信、ガス、給排水、衛生、消火、冷房・暖房、エレベーター、リフト等の設備のうち専有部分に付加したもの
- ③ 浴槽、流し、ガス台、調理台、棚その他これらに類する物のうち専有部分に付加したもの

(4) (1) および (3) の生活用動産には、次に掲げる物は含まれません。

- ① 通貨、有価証券、預金証書または貯金証書、印紙、切手その他これらに類する物
- ② 自動車 (注)
- ③ 貴金属、宝玉石および宝飾品ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超えるもの
- ④ 稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物
- ⑤ 商品、営業用什器・備品その他これらに類する物

(注) 道路運送車両法 (昭和26年法律第185号) 第2条 (定義) 第2項に定める自動車をいい、同条第3項に定める原動機付自転車を含みません。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物でない場合】

第5条 (保険金の支払額)

(1) 当会社は、第2条 (保険金を支払う場合) の保険金として次の金額を支払います。

- ① 保険の対象である建物または生活用動産が全損となった場合は、その保険の対象の保険金額に相当する額。ただし、保険価額を限度とします。
- ② 保険の対象である建物または生活用動産が大半損となった場合は、その保険の対象の保険金額の60%に相当する額。ただし、保険価額の60%に相当する額を限度とします。

- ③ 保険の対象である建物または生活用動産が小半損となった場合は、その保険の対象の保険金額の30%に相当する額。ただし、保険価額の30%に相当する額を限度とします。
- ④ 保険の対象である建物または生活用動産が一部損となった場合は、その保険の対象の保険金額の5%に相当する額。ただし、保険価額の5%に相当する額を限度とします。

(2) (1) の場合において、この保険契約の保険の対象である次の建物または生活用動産について、この保険契約の保険金額がそれぞれ次に規定する限度額を超えるときは、その限度額をこの保険契約の保険金額とみなし (1) の規定を適用します。

① 同一敷地内に所在し、かつ、同一被保険者の所有に属する建物 5,000万円

② 同一敷地内に所在し、かつ、同一被保険者の世帯に属する生活用動産 1,000万円

(3) (2) ①または②の建物または生活用動産について、地震保険法第2条 (定義) 第2項の地震保険契約でこの保険契約以外のものが締結されている場合において、それぞれの保険契約の保険金額の合計額が (2) ①または②に規定する限度額または保険価額のいずれか低い額を超えるときは、当会社は、次の算式によって算出した額をもってこの保険契約の保険金額とみなし、(1) の規定を適用します。

① 建物

$$5,000\text{万円または} \times \frac{\text{この保険契約の建物についての保険金額}}{\text{それぞれの保険契約の建物についての保険金額の合計額}}$$

② 生活用動産

$$1,000\text{万円または} \times \frac{\text{この保険契約の生活用動産についての保険金額}}{\text{それぞれの保険契約の生活用動産についての保険金額の合計額}}$$

(4) 当会社は、(2) ①の建物のうち被保険者の世帯と異なる世帯が居住する他の建物がある場合、または (2) ①の建物が2以上の世帯の居住する共同住宅である場合は、居住世帯を異にするその建物または戸室ごとに (2) および (3) の規定をそれぞれ適用します。

(5) (2) から (4) までの規定により、当会社が保険金を支払った場合には、次の残額に対する保険料を返還します。

- ① (2) の規定により保険金を支払った場合は、この保険契約の保険金額から (2) ①または②に規定する限度額を差し引いた残額
- ② (3) の規定により保険金を支払った場合 (注) は、この保険契約の保険金額から次の算式によって算出した額を差し引いた残額
ア. 建物

$$(2) \text{ ①に規定する限度額} \times \frac{\text{この保険契約の建物についての保険金額}}{\text{それぞれの保険契約の建物についての保険金額の合計額}}$$

イ. 生活用動産

$$(2) ②に規定する限度額 \times \frac{\text{この保険契約の生活用動産についての保険金額}}{\text{それぞれの保険契約の生活用動産についての保険金額の合計額}}$$

(注)(2) ①または②の建物または生活用動産について、それぞれの保険契約の保険金額の合計額が(2) ①または②に規定する限度額を超える場合に限り、

(6) 当会社が保険金を支払った場合でも、保険の対象の残存物の所有権その他の物権は、当会社に移転しません。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物である場合】

第5条（保険金の支払額）

(1) 当会社は、第2条（保険金を支払う場合）の保険金として次の金額を支払います。

- ① 保険の対象である専有部分もしくは共用部分または生活用動産が全損となった場合は、その保険の対象の保険金額に相当する額。ただし、保険価額を限度とします。
- ② 保険の対象である専有部分もしくは共用部分または生活用動産が大半損となった場合は、その保険の対象の保険金額の60％に相当する額。ただし、保険価額の60％に相当する額を限度とします。
- ③ 保険の対象である専有部分もしくは共用部分または生活用動産が小半損となった場合は、その保険の対象の保険金額の30％に相当する額。ただし、保険価額の30％に相当する額を限度とします。
- ④ 保険の対象である専有部分もしくは共用部分または生活用動産が一部損となった場合は、その保険の対象の保険金額の5％に相当する額。ただし、保険価額の5％に相当する額を限度とします。

(2) 専有部分および共用部分を1保険金額で契約した場合には、それぞれの部分を別の保険の対象とみなして(1) および(4)の規定を適用します。この場合において、それぞれの部分の保険価額の割合(注)によって保険金額を比例配分し、その比例配分額をそれぞれの部分に対する保険金額とみなします。

(注) 専有部分の保険価額と共用部分の共有持分の保険価額との合計額に対する専有部分の保険価額の割合が保険証券に明記されていない場合には、専有部分の保険価額の割合は40％とみなします。

(3) (1)の場合において、この保険契約の保険の対象である次の専有部分の保険金額と共用部分の保険金額との合計額または生活用動産の保険金額がそれぞれ次に規定する限度額を超えるときは、その限度額をこの保険契約の保険金額とみなし(1)の規定を適用します。

- ① 同一敷地内に所在し、かつ、同一被保険者の所有に属する専有部分および共用部分 5,000万円
- ② 同一敷地内に所在し、かつ、同一被保険者の世帯に属する生活用動産 1,000万円

(4) (3) ①または②の専有部分もしくは共用部分または生活用動産について、地震保険法第2条（定義）第2項の地震保険契約がこの保険契約以外のものが締結されている場合において、それぞれの保険契約の保険金額の合計額が(3) ①もしくは②に規定する限度額または保険価額のいずれか低い額を超えるときは、当会社は、次の算式によって算出した額をもってこの保険契約の保険金額とみなし、(1)の規定を適用します。

① 専有部分

$$5,000\text{万円または保険価額のいずれか低い額} \times \frac{\text{この保険契約の専有部分の保険金額}}{\text{それぞれの保険契約の専有部分および共用部分についての保険金額の合計額}}$$

② 共用部分

$$5,000\text{万円または保険価額のいずれか低い額} \times \frac{\text{この保険契約の共用部分の保険金額}}{\text{それぞれの保険契約の専有部分および共用部分についての保険金額の合計額}}$$

③ 生活用動産

$$1,000\text{万円または保険価額のいずれか低い額} \times \frac{\text{この保険契約の生活用動産についての保険金額}}{\text{それぞれの保険契約の生活用動産についての保険金額の合計額}}$$

(5) 当会社は、(3) ①の専有部分および共用部分のうち被保険者の世帯と異なる世帯が居住する他の専有部分および共用部分がある場合、または(3) ①の専有部分および共用部分が2以上の世帯の居住する共同住宅である場合は、居住世帯を異にするその専有部分および共用部分または戸室ごとに(3) および(4)の規定をそれぞれ適用します。

(6) (3) から(5)までの規定により、当会社が保険金を支払った場合には、次の残額に対する保険料を返還します。

- ① (3)の規定により保険金を支払った場合は、この保険契約の保険金額から(3) ①または②に規定する限度額を差し引いた残額
- ② (4)の規定により保険金を支払った場合(注)は、この保険契約の保険金額から次の算式によって算出した額を差し引いた残額
ア. 専有部分および共用部分

$$(3) ①に規定する限度額 \times \frac{\text{この保険契約の専有部分および共用部分についての保険金額}}{\text{それぞれの保険契約の専有部分および共用部分についての保険金額の合計額}}$$

イ. 生活用動産

$$(3) ②に規定する限度額 \times \frac{\text{この保険契約の生活用動産についての保険金額}}{\text{それぞれの保険契約の生活用動産についての保険金額の合計額}}$$

(注)(3) ①または②の専有部分および共用部分または生活用動産について、それぞれの保険契約の保険金額の合計額が(3) ①または②に規定する限度額を超える場合に限り、

(7) 当会社が保険金を支払った場合でも、保険の対象の残存物の所有権その他の物権は、当会社に移転しません。

第6条（包括して契約した場合の保険金の支払額）

2以上の保険の対象を1保険金額で契約した場合には、それぞれの保険価額の割合によって保険金額を比例配分し、その比例配分額をそれぞれの保険の対象に対する保険金額とみなし、おのおの別に前条の規定を適用します。

第7条（保険金支払についての特則）

(1) 地震保険法第4条（保険金の削減）の規定により当会社が支払うべき保険金を

削減するおそれがある場合は、当会社は、同法およびこれに基づく法令の定めるところに従い、支払うべき保険金の一部を概算し、支払うべき保険金が確定した後に、その差額を支払います。

(2) 地震保険法第4条（保険金の削減）の規定により当会社が支払うべき保険金を削減する場合には、当会社は、同法およびこれに基づく法令の定めるところに従い算出された額を保険金として支払います。

第8条（2以上の地震等の取扱い）

この保険契約においては、72時間以内に生じた2以上の地震等は、これらを一括して1回の地震等とみなします。ただし、被災地域が全く重複しない場合には、おのおの別の地震等として取り扱います。

第3章 基本条項

第9条（保険責任の始期および終期）

(1) 当会社の保険責任は、保険期間の初日の午後4時（注）に始まり、末日の午後4時に終わります。

（注）保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻とします。

(2) (1) の時刻は、日本国の標準時によるものとします。

(3) 保険期間が始まった後でも、当会社は、この保険契約の保険料とこの保険契約が付帯されている保険契約の保険料との合計額を領収する前に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

第10条（告知義務）

(1) 保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、告知事項について、当会社に事実を正確に告げなければなりません。

(2) 当会社は、保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(3) (2) の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。

① (2) に規定する事実がなくなった場合

② 当会社が保険契約締結の際、(2) に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合（注）

③ 保険契約者または被保険者が、第2条（保険金を支払う場合）の事故による保険金を支払うべき損害の発生前に、告知事項につき、書面をもって訂正を当会社に申し出て、当会社がこれを承認した場合。なお、当会社が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当会社に告げられていたとしても、当会社が保険契約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。

④ 当会社が、(2) の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または保険契約締結時から5年を経過した場合

（注）当会社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。

(4) (2) の規定による解除が第2条（保険金を支払う場合）の事故による保険金を支払うべき損害の発生した後になされた場合であっても、第20条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(5) (4) の規定は、(2) に規定する事実に基づかずに発生した第2条（保険金を支払う場合）の事故による保険金を支払うべき損害については適用しません。

第11条（通知義務）

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物でない場合】

(1) 保険契約締結の後、次のいずれかに該当する事実が発生した場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。ただし、その事実がなくなった場合には、当会社への通知は必要ありません。

① 保険の対象である建物または保険の対象を収容する建物の構造または用途を変更したこと。

② 保険の対象を他の場所に移転したこと。

③ ①および②のほか、告知事項の内容に変更を生じさせる事実（注）が発生したこと。

（注）告知事項のうち、保険契約締結の際に当会社が交付する書面等においてこの条の適用がある事項として定めたものに関する事実に限ります。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物である場合】

(1) 保険契約締結の後、次のいずれかに該当する事実が発生した場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。ただし、その事実がなくなった場合には、当会社への通知は必要ありません。

① 保険の対象である専有部分もしくは共用部分または保険の対象を収容する専有部分もしくは共用部分の構造または用途を変更したこと。

② 保険の対象を他の場所に移転したこと。

③ ①および②のほか、告知事項の内容に変更を生じさせる事実（注）が発生したこと。

（注）告知事項のうち、保険契約締結の際に当会社が交付する書面等においてこの条の適用がある事項として定めたものに関する事実に限ります。

(2) (1) の事実の発生によって危険増加が生じた場合において、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって遅滞なく(1)の規定による通知をしなかったときは、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(3) (2) の規定は、当会社が、(2) の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または危険増加が生じた時から5年を経過した場合には適用しません。

(4) (2) の規定による解除が第2条（保険金を支払う場合）の事故による保険金を支払うべき損害の発生した後になされた場合であっても、第20条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、解除に係る危険増加が生じた時から解除がなされた時までに発生した第2条の事故による保険金を支払うべき損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(5) (4) の規定は、その危険増加をもたらした事実に基づかずに発生した第2条（保険金を支払う場合）の事故による保険金を支払うべき損害については適用しません。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物でない場合】

(6) (2) の規定にかかわらず、(1) の事実の発生によって保険の対象または保険の対象を収容する建物が居住の用に供されなくなった場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物である場合】

(6) (2) の規定にかかわらず、(1) の事実の発生によって保険の対象である専有部分もしくは共用部分または保険の対象を収容する専有部分もしくは共用部分が居住の用に供されなくなった場合（注）には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(注) 共用部分が居住の用に供されなくなった場合とは、共用部分を共有する区分所有者の所有に属するこの区分所有建物の専有部分のすべてが居住の用に供されなくなった場合をいいます。

(7) (6) の規定による解除が第2条（保険金を支払う場合）の事故による保険金を支払うべき損害の発生した後になされた場合であっても、第20条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、(1) の事実が生じた時から解除がなされた時まで発生した第2条の事故による保険金を支払うべき損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

第12条（保険契約者の住所変更）

保険契約者が保険証券記載の住所または通知先を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。

第13条（保険の対象の譲渡）

(1) 保険契約締結の後、被保険者が保険の対象を譲渡する場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、書面をもってその旨を当会社に通知しなければなりません。

(2) (1) の場合において、保険契約者がこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務を保険の対象の譲受人に移転させるときは、(1) の規定にかかわらず、保険の対象の譲渡前にあらかじめ、書面をもってその旨を当会社に申し出て、承認を請求しなければなりません。

(3) 当会社が(2) の規定による承認をする場合には、第15条（保険契約の失効）(1) の規定にかかわらず、(2) の権利および義務は、保険の対象が譲渡された時に保険の対象の譲受人に移転します。

第14条（保険契約の無効）

(1) 保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって締結した保険契約は無効とします。

(2) 警戒宣言が発せられた場合は、大震法第3条（地震防災対策強化地域の指定等）第1項の規定により地震防災対策強化地域として指定された地域のうち、その警戒宣言に係る地域内に所在する保険の対象についてその警戒宣言が発せられた時から同法第9条（警戒宣言等）第3項の規定に基づく地震災害に関する警戒解除宣言が発せられた日（注）までの間に締結された保険契約は無効とします。ただし、警戒宣言が発せられた時までに締結されていた保険契約の期間満了に伴い、被保険者および保険の対象を同一として引き続き締結された保険契約については、効力を有します。この場合において、その保険契約の保険金額が直前に締結されていた保険契約の保険金額を超過したときは、その超過した部分については保険契約は無効とします。

(注) その警戒宣言に係る大規模な地震が発生した場合は、財務大臣が地震保険審査会の議を経て告示により指定する日とします。

第15条（保険契約の失効）

(1) 保険契約締結の後、次のいずれかに該当する場合には、その事実が発生した時に保険契約は効力を失います。

① 保険の対象の全部が滅失した場合。ただし、第32条（保険金支払後の保険契約）(1) の規定により保険契約が終了した場合を除きます。

② 保険の対象が譲渡された場合

(2) おのおの別に保険金額を定めた保険の対象が2以上ある場合には、それぞれについて、(1) の規定を適用します。

第16条（保険契約の取消し）

保険契約者または被保険者の詐欺または強迫によって当会社が保険契約を締結した場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

第17条（保険金額の調整）

(1) 保険契約締結の際、保険金額が保険の対象の価額を超えていたことにつき、保険契約者および被保険者が善意でかつ重大な過失がなかった場合には、保険契約者は、当会社に対する通知をもって、その超過部分について、この保険契約を取り消すことができます。

(2) 保険契約締結の後、保険の対象の価額が著しく減少した場合には、保険契約者は、当会社に対する通知をもって、将来に向かって、保険金額について、減少後の保険の対象の価額に至るまでの減額を請求することができます。

第18条（保険契約者による保険契約の解除）

保険契約者は、当会社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。ただし、保険金請求権の上に質権または譲渡担保権が設定されている場合は、この解除権は、質権者または譲渡担保権者の書面による同意を得た後でなければ行使できません。

第19条（重大事由による解除）

(1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

① 保険契約者または被保険者が、当会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。

② 被保険者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。

③ 保険契約者または被保険者が、次のいずれかに該当すること。

ア. 反社会的勢力（注）に該当すると認められること。

イ. 反社会的勢力（注）に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。

ウ. 反社会的勢力（注）を不当に利用していると認められること。

エ. 法人である場合において、反社会的勢力（注）がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。

オ. その他反社会的勢力（注）と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

④ ①から③までに掲げるもののほか、保険契約者または被保険者が、①から③までの事由がある場合と同程度に当会社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

(注) 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

(2) (1) の規定による解除が第2条（保険金を支払う場合）の事故による保険金を支払うべき損害の発生した後になされた場合であっても、次条の規定にかかわらず、(1) ①から④までの事由が生じた時から解除がなされた時まで発生した第2条の事故による保険金を支払うべき損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(3) 保険契約者または被保険者が(1) ③アからオまでのいずれかに該当することにより(1) の規定による解除がなされた場合には、(2) の規定は、(1) ③アからオまでのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害については適用しません。

第20条（保険契約解除の効力）

保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第21条（保険料の返還または請求・告知義務・通知義務等の場合）

(1) 第10条（告知義務）(1) により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。

(2) 危険増加が生じた場合または危険が減少した場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基

づき、危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間（注）に対し日割をもって計算した保険料を返還または請求します。

（注）保険契約者または被保険者の申出に基づく、危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間をいいます。

（３）当会社は、保険契約者が（１）または（２）の規定による追加保険料の支払を怠った場合（注）は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

（注）当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限りです。

（４）（１）または（２）の規定による追加保険料を請求する場合において、（３）の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

（５）（４）の規定は、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に発生した第２条（保険金を支払う場合）の事故による損害については適用しません。

（６）（１）および（２）のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当会社に通知し、承認の請求を行い、当会社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した、未経過期間に対する保険料を返還または請求します。

（７）（６）の規定による追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に従い、保険金を支払います。

第22条（保険料の返還－無効、失効等の場合）

（１）第14条（保険契約の無効）（１）の規定により保険契約が無効となる場合には、当会社は、保険料を返還しません。

（２）第14条（保険契約の無効）（２）の規定により保険契約の全部または一部が無効となる場合には、当会社は、その無効となる保険金額に対応する保険料を返還します。

（３）保険契約が失効となる場合には、当会社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

（４）この保険契約が付帯されている保険契約がその普通保険約款の規定により保険金が支払われたために終了した結果、この保険契約が第33条（付帯される保険契約との関係）（２）の規定により終了する場合には、当会社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

第23条（保険料の返還－取消しの場合）

第16条（保険契約の取消し）の規定により、当会社が保険契約を取り消した場合には、当会社は、保険料を返還しません。

第24条（保険料の返還－保険金額の調整の場合）

（１）第17条（保険金額の調整）（１）の規定により、保険契約者が保険契約を取り消した場合には、当会社は、保険契約締結時に遡って、取り消された部分に対応する保険料を返還します。

（２）第17条（保険金額の調整）（２）の規定により、保険契約者が保険金額の減額を請求した場合には、当会社は、保険料のうち減額する保険金額に相当する保険料からその保険料につき既経過期間に対し別表に掲げる短期料率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。

第25条（保険料の返還－解除の場合）

（１）第10条（告知義務）（２）、第11条（通知義務）（２）もしくは（６）、第19条（重大事由による解除）（１）または第21条（保険料の返還または請求－告知義務・通

知義務等の場合）（３）の規定により、当会社が保険契約を解除した場合には、当会社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

（２）第18条（保険契約者による保険契約の解除）の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合には、当会社は、保険料から既経過期間に対し別表に掲げる短期料率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。

第26条（事故の通知）

（１）保険契約者または被保険者は、保険の対象について損害が生じたことを知った場合は、損害の発生ならびに他の保険契約の有無および内容（注）を当会社に遅滞なく通知しなければなりません。

（注）既に他の保険契約から保険金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

（２）保険の対象について損害が生じた場合は、当会社は、その保険の対象もしくはその保険の対象が所在する敷地内を調査することまたはその敷地内に所在する被保険者の所有物の全部もしくは一部を調査することもしくは一時に移転することができます。

（３）保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく（１）の規定に違反した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第27条（損害防止義務）

保険契約者または被保険者は、地震等が発生したことを知った場合は、自らの負担で、損害の発生および拡大の防止に努めなければなりません。

第28条（保険金の請求）

（１）当会社に対する保険金請求権は、第２条（保険金を支払う場合）の事故による損害が発生した時から発生し、これを行使用することができるものとします。

（２）被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次の書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。

- ① 保険金の請求書
- ② 保険証券
- ③ 損害見積書
- ④ その他当会社が次条（１）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの

（３）被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。

- ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者（注）
 - ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする３親等内の親族
 - ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者（注）または②以外の３親等内の親族
- （注）法律上の配偶者に限ります。

（４）（３）の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金を支払いません。

（５）当会社は、事故の内容または損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、（２）に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

（６）保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく（５）の規定に違反した場合

または（２）、（３）もしくは（５）の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第29条（保険金の支払時期）

（１）当会社は、請求完了日（注１）からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。

- ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
- ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
- ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額（注2）および事故と損害との関係
- ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効、取消しまたは終了（注3）の事由に該当する事実の有無

⑤ ①から④までのほか、他の保険契約の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項（注1）被保険者が前条（2）および（3）の規定による手続を完了した日を行います。

（注2）保険価額を含みます。

（注3）第33条（付帯される保険契約との関係）（2）において定める終了に限ります。

（２）（１）の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、（１）の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日（注1）からその日を含めて次に掲げる日数（注2）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

- ① （１）①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（注3） 180日
- ② （１）①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会 90日
- ③ 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における（１）①から⑤までの事項の確認のための調査 60日
- ④ 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき設置された中央防災会議の専門調査会によって被害想定が報告された首都直下地震、東海地震、東南海・南海地震またはこれらと同規模以上の損害が発生するものと見込まれる地震等による災害の被災地域における（１）①から⑤までの事項の確認のための調査 365日

⑤ （１）①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日

（注1）被保険者が前条（2）および（3）の規定による手続を完了した日を行います。

（注2）複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

（注3）弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

（３）（１）および（２）に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（注）には、これにより確認が遅延した期間については、（１）または（２）の期間に算入しないものとします。

（注）必要な協力を行わなかった場合を含みます。

（４）当会社は、第7条（保険金支払についての特則）の規定により保険金（注）を支払う場合には、（１）から（３）までの規定にかかわらず、支払うべき金額が確定した後、遅滞なく、これを支払います。

（注）概算払の場合を含みます。

第30条（時効）

保険金請求権は、第28条（保険金の請求）（1）に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第31条（代位）

（１）損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

- ① 当会社が損害の額の全額を保険金として支払った場合
被保険者が取得した債権の全額
- ② ①以外の場合
被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

（２）（１）②の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

（３）保険契約者および被保険者は、当会社が取得する（１）または（２）の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当会社に協力するために必要な費用は、当会社の負担とします。

第32条（保険金支払後の保険契約）

（１）当会社が第5条（保険金の支払額）（1）①の保険金を支払った場合は、この保険契約は、その保険金支払の原因となった損害が生じた時に終了します。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物でない場合】
（２）（１）の場合を除き、当会社が保険金を支払った場合においても、この保険契約の保険金額は、減額することはありません。ただし、第5条（保険金の支払額）（5）の規定が適用される場合には、保険金額から同条（5）①または②の残額を差し引いた金額を同条（5）の規定を適用する原因となった損害が生じた時以後の未経過期間に対する保険金額とします。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物である場合】
（２）（１）の場合を除き、当会社が保険金を支払った場合においても、この保険契約の保険金額は、減額することはありません。ただし、第5条（保険金の支払額）（6）の規定が適用される場合には、保険金額から同条（6）①または②の残額を差し引いた金額を同条（6）の規定を適用する原因となった損害が生じた時以後の未経過期間に対する保険金額とします。

（３）（１）の規定により、この保険契約が終了した場合には、当会社は保険料を返還しません。

（４）おのおの別に保険金額を定めた保険の対象が2以上ある場合には、それぞれについて、（１）から（３）までの規定を適用します。

第33条（付帯される保険契約との関係）

（１）この保険契約は、保険契約者、被保険者および保険の対象を共通にする地震保険法第2条（定義）第2項第3号に規定する保険契約に付帯して締結しなければその効力を生じないものとします。

（２）この保険契約が付帯されている保険契約が保険期間の中途において終了した場合は、この保険契約も同時に終了するものとします。

第34条（保険契約の継続）

（１）保険契約の満了に際し、保険契約を継続しようとする場合（注）に、保険契約

申込書に記載した事項および保険証券に記載された事項に変更があったときは、保険契約者または被保険者は、書面をもってこれを当会社に告げなければなりません。この場合の告知については、第10条（告知義務）の規定を適用します。

（注）新たに保険契約申込書を用いることなく、従前の保険契約と保険期間を除き同一の内容で、かつ、従前の保険契約との間で保険期間を中断させることなく保険契約を継続する場合をいいます。この場合には、当会社は新たな保険証券を発行しないで、従前の保険証券と保険契約継続証とをもって新たな保険証券に代えることができるものとします。

（2）第9条（保険責任の始期および終期）（3）の規定は、継続保険契約の保険料についても、これを適用します。

第35条（保険契約者の変更）

（1）保険契約締結の後、保険契約者は、当会社の承認を得て、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務を第三者に移転させることができます。ただし、被保険者が保険の対象を譲渡する場合は、第13条（保険の対象の譲渡）の規定によるものとします。

（2）（1）の規定による移転を行う場合には、保険契約者は書面をもってその旨を当会社に申し出て、承認を請求しなければなりません。

（3）保険契約締結の後、保険契約者が死亡した場合は、その死亡した保険契約者の死亡時の法定相続人にこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務が移転するものとします。

第36条（保険契約者または被保険者が複数の場合の取扱い）

（1）この保険契約について、保険契約者または被保険者が2名以上である場合は、当会社は、代表者1名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の保険契約者または被保険者を代理するものとします。

（2）（1）の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合には、保険契約者または被保険者の中の1名に対して行う当会社の行為は、他の保険契約者または被保険者に対しても効力を有するものとします。

（3）保険契約者または被保険者が2名以上である場合には、各保険契約者または被保険者は連帯してこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する義務を負うものとします。

第37条（訴訟の提起）

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第38条（準拠法）

この約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

別表 短期料率表

短期料率は、年料率に下記割合を乗じたものとします。

既経過期間	割合（％）
7日まで	10
15日まで	15
1か月まで	25
2か月まで	35
3か月まで	45
4か月まで	55
5か月まで	65
6か月まで	70
7か月まで	75
8か月まで	80
9か月まで	85
10か月まで	90
11か月まで	95
1年まで	100

家庭総合保険に付帯される場合の特則

第1条（特則の適用条件）

この地震保険契約が2020年1月以降を保険期間の初日とする家庭総合保険普通保険約款に基づく保険契約に付帯される場合には、地震保険普通保険約款にこの特則が適用されます。

第2条（保険料の返還または請求の特則）

保険料の返還、請求または変更に関する規定については、地震保険普通保険約款の規定にかかわらず、以下の規定を適用します。

- ① 地震保険普通保険約款第14条（保険契約の無効）（2）の規定により保険契約の全部または一部が無効となる場合には、当会社は、その無効となる保険金額に対する既に払い込まれた保険料を返還します。
- ② 地震保険普通保険約款第33条（付帯される保険契約との関係）（2）の規定により地震保険契約が終了する場合には、当会社は、保険料から既経過期間に対し月割（注1）をもって計算した保険料を差し引いて、その残額（注2）を返還します。
- ③ ①および②以外の場合には、家庭総合保険普通保険約款基本条項における下表に掲げる各規定を準用するものとします。

ア.	第15条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）
イ.	第16条（保険料の返還－無効または失効の場合）
ウ.	第17条（保険料の返還－取消しの場合）
エ.	第18条（保険料の返還－保険金額の調整の場合）
オ.	第19条（保険料の返還－解除の場合）
カ.	第27条（保険金支払後の保険契約）（3）

- ④ ③を適用するにあたり、家庭総合保険普通保険約款基本条項を以下のとおり読み替えるものとします。

読み替える規定	読替前	読替後
第15条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）（1）	第2条（告知義務）（1）	地震保険普通保険約款第10条（告知義務）（1）
第15条（6）③	①および②	地震保険普通保険約款第21条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）（1）および（2）
第16条（保険料の返還－無効または失効の場合）（1）	第8条（保険契約の無効）	地震保険普通保険約款第14条（保険契約の無効）（1）
第17条（保険料の返還－取消しの場合）	第10条（保険契約の取消し）	地震保険普通保険約款第16条（保険契約の取消し）
第18条（保険料の返還－保険金額の調整の場合）（1）	第11条（保険金額の調整）（1）	地震保険普通保険約款第17条（保険金額の調整）（1）

第18条（2）	第11条（保険金額の調整）（2）	地震保険普通保険約款第17条（保険金額の調整）（2）
第19条（保険料の返還－解除の場合）（1）	第2条（告知義務）（2）、第4条（通知義務）（2）もしくは（6）、第13条（重大事由による解除）（1）または第15条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）（3）	地震保険普通保険約款第10条（告知義務）（2）、第11条（通知義務）（2）もしくは（6）、第19条（重大事由による解除）（1）または第21条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）（3）
第19条（2）	第12条（保険契約者による保険契約の解除）	地震保険普通保険約款第18条（保険契約者による保険契約の解除）
第27条（保険金支払後の保険契約）（3）	（1）	地震保険普通保険約款第32条（保険金支払後の保険契約）（1）

（注1）1か月に満たない期間は1か月とします。

（注2）未払込保険料がある場合は、その保険料を差し引きます。

第3条（保険料率の適用）

この保険契約については、保険期間の初日に使用されている保険料率によるものとします。

第4条（他の特約との関係）

- （1）この保険契約に長期保険保険料払込特約（地震保険用）が付帯される場合は、長期保険保険料払込特約（地震保険用）の規定を優先して適用します。
- （2）この保険契約に長期保険保険料年払特約（地震保険用）が付帯される場合は、下表に掲げる日の属する契約年度の保険料の返還、請求または変更について、第2条（保険料の返還または請求の特則）の規定を準用します。

①	長期保険保険料年払特約（地震保険用）第5条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）（2）に該当する場合は、危険増加または危険の減少が生じた時
②	長期保険保険料年払特約（地震保険用）第5条（6）に該当する場合は、承認した日
③	長期保険保険料年払特約（地震保険用）第6条（保険料の返還－保険金額の調整の場合）（2）に該当する場合は、保険契約者が保険金額の減額を請求した日

普通火災保険、住宅火災保険、住宅総合保険および店

舗総合保険に付帯される場合の特則

第1条（特則の適用条件）

この地震保険契約が2020年1月以降を保険期間の初日とする火災保険普通保険約款（一般物件用）、火災保険普通保険約款（工場物件用）、住宅火災保険普通保険約款、住宅総合保険普通保険約款および店舗総合保険普通保険約款に基づく保険契約に付帯される場合には、地震保険普通保険約款にこの特則が適用されます。

第2条（保険料の返還または請求の特則）

保険料の返還、請求または変更に関する規定について、地震保険普通保険約款の規定にかかわらず、以下の規定を適用します。

（1）第21条（保険料の返還または請求・告知義務・通知義務等の場合）の規定を次のとおり読み替えて適用します。

第21条（保険料の返還または請求・告知義務・通知義務等の場合）

（1）第10条（告知義務）（1）により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差額を返還または請求します。

（2）危険増加が生じた場合または危険が減少した場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、保険契約者または被保険者の申出に基づく危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間に対して、次の規定に従い、保険料を返還または請求します。

① 変更後の保険料が、変更前の保険料よりも高い場合は、その差額に対して、未経過期間に対する月割（注）をもって計算した保険料を請求します。

② 変更後の保険料が、変更前の保険料よりも低い場合は、その差額に対して、既経過期間に対する月割（注）をもって計算した保険料を差し引いた額を返還します。

（注）1か月に満たない期間は1か月とします。

（3）当会社は、保険契約者が（1）または（2）の規定による追加保険料の支払を怠った場合（注）は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

（注）当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限りです。

（4）（1）または（2）の規定による追加保険料を請求する場合において、（3）の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

（5）（4）の規定は、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に発生した第2条（保険金を支払う場合）の事故による損害については適用しません。

（6）（1）および（2）のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当会社に通知し、承認の請求を行い、当会社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、（2）①および②の規定に従い、保険料を返還または請求します。

（7）（6）の規定による追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に従い、保険金を支払います。

（2）第22条（保険料の返還—無効、失効等の場合）の規定を次のとおり読み替え

て適用します。

第22条（保険料の返還—無効、失効等の場合）

（1）第14条（保険契約の無効）（1）の規定により保険契約が無効となる場合には、当会社は、保険料を返還しません。

（2）第14条（保険契約の無効）（2）の規定により保険契約の全部または一部が無効となる場合には、当会社は、その無効となる保険金額に対する既に払い込まれた保険料を返還します。

（3）保険契約が失効となる場合には、当会社は、保険料から既経過期間に対し月割（注1）をもって計算した保険料を差し引いて、その残額（注2）を返還します。

（注1）1か月に満たない期間は1か月とします。

（注2）未払込保険料がある場合は、その保険料を差し引きます。

（4）この保険契約が付帯されている保険契約がその普通保険約款の規定により保険金が支払われたために終了した結果、この保険契約が第33条（付帯される保険契約との関係）（2）の規定により終了する場合には、当会社は、保険料から既経過期間に対し月割（注1）をもって計算した保険料を差し引いて、その残額（注2）を返還します。

（注1）1か月に満たない期間は1か月とします。

（注2）未払込保険料がある場合は、その保険料を差し引きます。

（3）第24条（保険料の返還—保険金額の調整の場合）の規定を次のとおり読み替えて適用します。

第24条（保険料の返還—保険金額の調整の場合）

（1）第17条（保険金額の調整）（1）の規定により、保険契約者が超過部分の保険契約を取り消した場合には、当会社は、保険契約締結時に遡って、取り消された部分に対応する保険料を返還します。

（2）第17条（保険金額の調整）（2）の規定により、保険契約者が保険金額の減額を請求した場合には、当会社は、保険料のうち減額する保険金額に相当する保険料から既経過期間に対し月割（注）をもって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。

（注）1か月に満たない期間は1か月とします。

（4）第25条（保険料の返還—解除の場合）の規定を次のとおり読み替えて適用します。

第25条（保険料の返還—解除の場合）

（1）第10条（告知義務）（2）、第11条（通知義務）（2）もしくは（6）、第19条（重大事由による解除）（1）または第21条（保険料の返還または請求・告知義務・通知義務等の場合）（3）の規定により、当会社が保険契約を解除した場合には、当会社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料（注）を返還します。

（注）未払込保険料がある場合は、その保険料を差し引きます。

（2）第18条（保険契約者による保険契約の解除）の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合には、当会社は、保険料から既経過期間に対し月割（注1）をもって計算した保険料を差し引いて、その残額（注2）を返還します。ただし、中途更改（注3）次の3つの条件をすべて満たすときは、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料（注2）を返還します。

① 解除する契約の契約者が、新たに締結する契約の契約者と同一であること。

② 解除する契約で対象としていた保険の対象が、新たに締結する契約に含まれること。

- ③ 解除する契約の保険期間より、新たに締結する契約の保険期間が短くないこと。
- (注1) 1 か月に満たない期間は1 か月とします。
- (注2) 未払込保険料がある場合は、その保険料を差し引きます。
- (注3) 保険契約が解除された日を保険期間の初日として当会社と保険契約を締結することをいいます。

第3条（保険料率の適用）

この保険契約については、保険期間の初日に使用されている保険料率によるものとします。

第4条（他の特約との関係）

- (1) この保険契約に長期保険保険料払込特約（地震保険用）が付帯される場合は、長期保険保険料払込特約（地震保険用）の規定を優先して適用します。
- (2) この保険契約に長期保険保険料年払特約（地震保険用）が付帯される場合は、下表に掲げる日の属する契約年度の保険料の返還、請求または変更について、第2条（保険料の返還または請求の特則）の規定を準用します。

①	長期保険保険料年払特約（地震保険用）第5条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(2)に該当する場合は、危険増加または危険の減少が生じた時
②	長期保険保険料年払特約（地震保険用）第5条（6）に該当する場合は、承認した日
③	長期保険保険料年払特約（地震保険用）第6条（保険料の返還－保険金額の調整の場合）(2)に該当する場合は、保険契約者が保険金額の減額を請求した日

満期戻総合保険契約に付帯される場合の特則

この保険契約が付帯される保険契約が満期戻総合保険の場合には、この特則が適用されます。

第1条（用語の定義）

この特則において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
自動継続契約	この特則第8条（自動継続）(1)の規定により自動的に継続された保険契約をいいます。
払込期日	保険証券記載の払込期日をいいます。
払込猶予期間	第2回以降の保険料の払込みの猶予期間をいいます。

第2条（読み替え規定）

第9条（保険責任の始期および終期）(3)の規定中「この保険契約の保険料とこの保険契約が付帯されている保険契約の保険料との合計額」とあるのは、「この保険契約の第1回保険料と、この保険契約が付帯されている満期戻総合保険契約の第1回保険料との合計額」と読み替えます。

第3条（保険料の払込方法）

- (1) 第2回以後の保険料（注）は、払込期日までに払い込まなければなりません。
- (注) 自動継続契約の第1回保険料および第2回以後の保険料を含みます。以下同様とします。
- (2) この保険契約または自動継続契約が第32条（保険金支払後の保険契約）(1)に規定する保険金の支払によって終了する場合において、その保険金支払の原因となった損害が生じた日以降に払い込むべきその保険契約の保険料のうち未払込部分があるときは、保険契約者は、その保険金の支払を受ける以前に、その全額を一時に払い込まなければなりません。
- (3) 当会社は、保険料のうち(2)に規定する未払込部分がある場合は、この保険契約が付帯されている満期戻総合保険契約の失効もしくは解除の場合の返戻金もしくは終了の事由となる保険金から(2)に規定する未払込部分の保険料相当額を差し引き、その払込みに充当することができるものとします。
- (4) この保険契約が付帯される満期戻総合保険の保険期間の初日応当日以外の時にこの保険契約を付帯する場合は、(1)の規定にかかわらず、保険契約者は、保険料を一時に払い込まなければなりません。

第4条（保険料払込方法の変更）

保険契約者は、当会社の承認を得て、保険料の払込方法を変更することができます。

第5条（第2回以降の保険料の払込猶予および契約の効力）

- (1) この特則第3条（保険料の払込方法）(1)の規定にかかわらず、払込猶予期間は、払込期日の属する月の翌末日までとします。ただし、保険証券記載の保険料の払込方法が月払の場合には、最終回の直前回の保険料（注）に限り、払込猶予期間を払込期日の属する月の翌々末日までとします。
- (注) この保険契約が付帯されている満期戻総合保険契約の最終保険年度の場合に限ります。
- (2) 払込猶予期間がこの保険契約が付帯されている満期戻総合保険契約の保険期間の満了する日の属する月の末日までとなる保険料のうち未払込部分があるときは、保険契約者からあらかじめ反対の申し出がないかぎり、その全額をこの保険契約が付帯されている満期戻総合保険契約の満期返戻金から差し引き、保険料の払込みに充当します。
- (3) (2)の規定が適用される場合を除き、払込猶予期間内に保険料が払い込まれないときは、この保険契約または自動継続契約は、払込猶予期間の満了日の翌日か

ら効力を失います。

第6条（保険料の振替貸付）

- （１）この条の規定は、この保険契約が付帯されている満期戻総合保険契約に地震保険契約の保険料への振替貸付等に関する特約が付帯されている場合に適用します。
- （２）前条（３）の規定にかかわらず、払込猶予期間内に保険料が払い込まれない場合には、当会社は、保険契約者からあらかじめ反対の申し出がないかぎり、この保険契約が付帯されている満期戻総合保険普通保険約款および地震保険契約の保険料への振替貸付等に関する特約の規定により、払い込まれなかった保険料に相当する額を払込猶予期間の満了日に自動的に保険契約者に貸し付けて保険料の払込みに充当し、この保険契約または自動継続契約を有効に継続させます。

第7条（告知義務、通知義務による保険料の払込期限）

- （１）第21条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）の規定により請求された保険料（注１）は、同条の規定による申出の日の属する月の翌月末日（注２）までに払い込まなければなりません。
- （注１）この保険契約に長期保険保険料払込特約が付帯されている場合には、同特約第1条（保険料の返還または請求－通知義務の場合）の規定により請求された保険料を含みます。
- （注２）（２）において「払込期限」といいます。
- （２）保険契約者が、（１）の規定による追加保険料の支払を怠った場合（注）は、この保険契約または自動継続契約は、払込期限の翌日から効力を失います。ただし、この保険料の払込みについても前条の規定を準用するものとし、これにより当会社が振替貸付を行った場合には、効力を失いません。
- （注）当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合にすぎます。

第8条（自動継続）

- （１）この保険契約は保険期間が満了する日の3か月前の日までに保険契約者または当会社から書面による反対の申し出がない場合には、保険期間を満了となる保険契約と同一の年数（注）とする継続の申し出があったものとして自動的に継続され、以後この保険契約が付帯されている満期戻総合保険契約の保険期間が満了するまでこれを繰り返すものとし、ただし、地震保険法またはこれに基づく法令が改正されたことに伴い、この保険契約の保険金額を変更する必要がある場合を除きます。
- （注）この保険契約が付帯される満期戻総合保険契約の保険期間の初日应当日以外の時にこの保険契約を付帯したときは、1年とします。
- （２）自動継続契約の保険期間の終期は、いかなる場合もこの保険契約が付帯されている保険契約の終期を超えないものとし、
- （３）自動継続契約の保険金額は、満期戻総合保険契約の保険金額が満期戻総合保険普通保険約款第26条（保険金額の自動増額）の規定により保険年度（注）毎に自動増額されるのに伴い、その約定増額割合に対応して、継続保険期間毎の始期において、第5条（保険金の支払額）（２）に定める限度額まで自動的に増額されるものとし、
- （注）満期戻総合保険普通保険約款第20条（保険年度の始期および終期）に定めるものをいいます。以下同様とします。
- （４）警戒宣言が発せられた場合は、大震法第3条（地震防災対策強化地域の指定等）第1項の規定により地震防災対策強化地域として指定された地域のうち、その警戒宣言に係る地域内に所在する保険の対象についてその警戒宣言が発せられた時から同法第9条（警戒宣言等）第3項の規定に基づく地震災害に関する警戒解除宣言が発せられた日（注）までの間にこの保険契約の継続保険期間の始期が到来した場合には、（３）の規定は適用しません。
- （注）その警戒宣言に係る大規模な地震が発生した場合は、財務大臣が地震保険審査会の議を経て告示により指定する日とします。
- （５）自動継続契約については、当会社は、保険契約者から請求がないかぎり、新た

に保険証券を発行しないで、従前の保険証券とその自動継続契約の保険料（注）に対する領収証をもってこれに代えることができます。

（注）保険料が2回以上に分割して支払われるべき場合においては、その第1回保険料をいいます。（６）において同様とします。

- （６）当会社が、下表に掲げる規定を改定した場合には、継続後契約に対しては、継続後契約の保険期間の初日における下表の規定が適用されるものとし、

①	地震保険普通保険約款および付帯される特約
②	保険契約引受に関する制度、保険料率等

- （７）（１）の規定は、第10条（告知義務）（２）および第11条（通知義務）（２）の効力を妨げないものとし、
- （８）（１）から（６）までの規定は、第34条（保険契約の継続）の規定とはかわりありません。

特約

1. 自動継続特約（地震保険用）

第1条（自動継続の方法）

- （１）この保険契約は、保険期間が満了する日の3か月前の日までに保険契約者または当会社から書面による反対の申し出がない場合には、保険期間を満了となる保険契約と同一の年数（この保険契約が付帯される保険契約の契約年度の開始日以外の時にこの保険契約を付帯したときは、1年とします。）とする継続の申し出があったものとして自動的に継続され、以後この保険契約が付帯されている保険契約の保険期間が満了するまでこれを繰り返すものとします。ただし、地震保険に関する法律（昭和41年法律第73号）またはこれに基づく法令が改正されたことに伴い、この保険契約の保険金額を変更する必要があるが生じた場合を除きます。
- （２）継続される保険期間の終期は、いかなる場合もこの保険契約が付帯されている保険契約の終期を超えないものとします。

第2条（保険料の払込方法）

- （１）保険契約者は、前条の規定により継続された保険契約の保険料を保険証券記載の払込期日までに払い込まなければなりません。
- （２）保険契約者が（１）の払込期日の属する月の翌月末までにその払込みを怠ったときは、当会社は、継続前契約の保険期間の満了する日の午後4時以降に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。
- （３）保険契約者が（２）の保険料の払込みを怠ったことについて故意および重大な過失がなかったと当会社が認めた場合は、当会社は、この特約の規定中「翌月末」とあるのを「翌々月末日」と読み替えてこの特約の規定を適用します。この場合において、当会社は保険契約者に対して当会社が別に定める額をあわせて請求できるものとします。
- （４）（１）から（３）までの規定にかかわらず、団体扱に関する特約（一般A）、団体扱に関する特約（一般B）、団体扱に関する特約（一般C）、団体扱に関する特約、団体扱に関する特約（口座振替方式）、集団扱に関する特約または金融機関集団扱に関する特約を付帯した場合は、集金契約の定めによることとします。

第3条（保険料不払の場合の失効）

保険契約の継続のつど継続される保険契約の保険料が保険証券記載の払込期日の属する月の翌月末までに当会社に払い込まれないときは、保険契約は継続保険期間の初日（その初日）に遡ってその効力を失います。

第4条（継続契約の保険証券）

継続された保険契約については、当会社は、保険契約者から請求がないかぎり、新たに保険証券を発行しないで、従前の保険証券とその継続契約の保険料に対する領収書をもってこれに代えることができます。

第5条（継続後契約に適用される制度、料率等）

当会社が、下表に掲げる規定を改定した場合には、継続後契約に対しては、継続後契約の保険期間の初日における下表の規定が適用されるものとします。

①	地震保険普通保険約款および付帯される特約
②	保険契約引受に関する制度、保険料率等

第6条（普通約款との関係）

- （１）第1条（自動継続の方法）の規定は地震保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第10条（告知義務）（２）および第11条（通知義務）（２）の効力を妨げないものとします。
- （２）この特約は、普通保険約款第34条（保険契約の継続）の規定とはかかわりあ

りません。

2. 長期保険保険料払込特約（地震保険用）

第1条（保険料の返還または請求－通知義務の場合）

危険増加が生じた場合または危険が減少した場合において、保険料率を変更する必要があるときは、地震保険普通保険約款第21条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）（２）の規定にかかわらず、当会社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき計算した保険料に対し、危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間（注）に対応する別表に掲げる未経過率係数を乗じて計算した保険料を返還または請求します。

（注）保険契約者または被保険者の申出に基づく、危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間をいいます。

第2条（保険料の返還－失効等の場合）

- （１）保険契約が失効となる場合には、地震保険普通保険約款第22条（保険料の返還－無効、失効等の場合）（３）の規定にかかわらず、当会社は、この保険契約が失効した日の保険契約の条件に基づき計算した保険料に対し、未経過期間に対応する別表に掲げる未経過率係数を乗じて計算した保険料を返還します。
- （２）地震保険普通保険約款第33条（付帯される保険契約との関係）（２）の規定によりこの保険契約が終了する場合には、地震保険普通保険約款第22条（保険料の返還－無効、失効等の場合）（４）の規定にかかわらず、当会社は、この保険契約が終了した日の保険契約の条件に基づき計算した保険料に対し、未経過期間に対応する別表に掲げる未経過率係数を乗じて計算した保険料を返還します。

第3条（保険料の返還－保険金額の調整の場合）

地震保険普通保険約款第17条（保険金額の調整）（２）の規定により、保険契約者が保険金額の減額を請求した場合には、地震保険普通保険約款第24条（保険料の返還－保険金額の調整の場合）（２）の規定にかかわらず、当会社は、減額した保険金額につき、この保険契約の保険金額が減額された日の保険契約の条件に基づき計算した保険料に対し、未経過期間に対応する別表に掲げる未経過率係数を乗じて計算した保険料を返還します。

第4条（保険料の返還－解除の場合）

地震保険普通保険約款第10条（告知義務）（２）、第11条（通知義務）（２）もしくは（６）、第19条（重大事由による解除）（１）または第21条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）（３）の規定により、当会社が保険契約を解除した場合または地震保険普通保険約款第18条（保険契約者による保険契約の解除）の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合には、地震保険普通保険約款第25条（保険料の返還－解除の場合）の規定にかかわらず、当会社は、この保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づき計算した保険料に対し、未経過期間に対応する別表に掲げる未経過率係数を乗じて計算した保険料を返還します。

第5条（保険料の返還または請求－料率改定の場合）

この保険契約に適用されている料率が、保険期間の途中で改定された場合においても、当会社は、この保険契約の保険料の返還または請求は行いません。

第6条（保険料の返還－保険金を支払った場合）

地震保険普通保険約款第32条（保険金支払後の保険契約）（１）の規定により保険契約が終了した場合には、当会社は、この保険契約が終了した日の保険契約の条件に基づき計算した保険料に対し、地震保険普通保険約款第2条（保険金を支払う場合）の保険金を支払うべき損害が生じた日の属する契約年度（注）を経過した以後の期間に対応する別表に掲げる未経過率係数を乗じて計算した保険料を返還します。

（注）保険期間の初日からその日を含めて起算した1年ごとの期間をいいます。

第7条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、地震保険普通保険約款の規定を準用します。

別表 未経過料率係数表

経過年数 経過月数	2年契約		3年契約			4年契約				5年契約				
	0年	1年	0年	1年	2年	0年	1年	2年	3年	0年	1年	2年	3年	4年
1 か月まで	92%	44%	95%	62%	30%	96%	71%	47%	22%	97%	77%	57%	38%	18%
2 か月まで	88%	40%	92%	59%	27%	94%	69%	45%	20%	95%	75%	56%	36%	16%
3 か月まで	84%	36%	89%	57%	24%	92%	67%	43%	18%	93%	74%	54%	34%	15%
4 か月まで	80%	32%	86%	54%	22%	90%	65%	41%	16%	92%	72%	52%	33%	13%
5 か月まで	76%	28%	84%	51%	19%	88%	63%	39%	14%	90%	70%	51%	31%	11%
6 か月まで	72%	24%	81%	49%	16%	86%	61%	37%	12%	88%	69%	49%	29%	10%
7 か月まで	68%	20%	78%	46%	14%	84%	59%	35%	10%	87%	67%	48%	28%	8%
8 か月まで	64%	16%	76%	43%	11%	82%	57%	33%	8%	85%	66%	46%	26%	7%
9 か月まで	60%	12%	73%	41%	8%	80%	55%	31%	6%	84%	64%	44%	25%	5%
10 か月まで	56%	8%	70%	38%	5%	78%	53%	29%	4%	82%	62%	43%	23%	3%
11 か月まで	52%	4%	68%	35%	3%	75%	51%	27%	2%	80%	61%	41%	21%	2%
12 か月まで	48%	0%	65%	32%	0%	73%	49%	24%	0%	79%	59%	39%	20%	0%

（注）経過月数につき1 か月未満の端日数は、1 か月として計算します。

3. 長期保険保険料年払特約（地震保険用）

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
契約年度	保険期間の初日からその日を含めて計算して満1 か年を1 年目の契約年度といいます。以降、保険期間の初日の応当日から順次2 年目の契約年度、3 年目の契約年度となります。
年額保険料	この保険契約の各契約年度に対する保険料をいいます。
払込期日	保険証券記載の払込期日をいいます。
普通約款	この特約が付帯された地震保険普通保険約款をいいます。

第2条（保険料の払込方法）

当会社は、この特約に従い、保険契約者が、年額保険料を、初年度については保険契約の締結と同時に、次年度以降については払込期日までに、払い込むことを承認します。

第3条（保険料領収前の事故）

当会社は、保険期間が始まった後であっても、前条の初年度の年額保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

第4条（次年度以降の年額保険料不払の場合の免責）

（1）当会社は、第2条（保険料の払込方法）の規定にかかわらず、次年度以降の年額保険料について、その年額保険料を払い込むべき払込期日の属する月の翌月末日までに払い込むことを怠った場合は、その払込期日の翌日以降に生じた事故による

損害に対しては、保険金を支払いません。

（2）次年度以降の年額保険料の払込方法が口座振替による場合で、保険契約者が（1）の年額保険料の払込みを怠ったことについて故意および重大な過失がなかったと当会社が認めた場合は、当会社は、「払込期日の属する月の翌月末日」を「払込期日の属する月の翌々月末日」に読み替えてこの特約の規定を適用します。

（3）保険契約者が事故の発生の日の前日以前に到来した払込期日に払い込むべき次年度以降の年額保険料の払込みを怠っていた場合には、被保険者が保険金の支払を受ける前に、保険契約者は払込みを怠っていた年額保険料の全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。

第5条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）

（1）普通約款第10条（告知義務）（1）により告げられた内容が事実と異なる場合において、告知事項についての訂正の申出を当会社が承認し、かつ、保険料を変更する必要があるときは、普通約款第21条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）（1）の規定にかかわらず、当会社は、承認した日の属する契約年度末までの各契約年度の年額保険料の差額については、変更前の年額保険料と変更後の年額保険料との差額を返還または請求し、承認した日の属する契約年度の翌契約年度以降、変更後の保険契約の条件による年額保険料に変更します。

（2）危険増加が生じた場合または危険が減少した場合において、保険料を変更する必要があるときは、普通約款第21条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）（2）の規定にかかわらず、当会社は、危険増加または危険の減少が生じた時の属する契約年度の年額保険料の差額については、変更前の保険料と変更後の保険料との差額について、危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間（注）に対し日割をもって計算した保険料を返還または請求し、危険増加または危険の減少が生じた時の属する契約年度の翌契約年度以降、変更後の保険契約の条件による年額保険料に変更します。

（注）保険契約者または被保険者の申出に基づく、危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間をいいます。

（3）当会社は、保険契約者が（1）または（2）の規定による追加保険料の支払を怠った場合（注）は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

（注）当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限ります。

（4）（1）または（2）の規定による追加保険料を請求する場合において、（3）の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

（5）（4）の規定は、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた日より前に発生した事故による損害については適用しません。

（6）（1）および（2）のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当会社に通知し、承認の請求を行い、当会社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、普通約款第21条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）（6）の規定にかかわらず、当会社は、承認した日の属する契約年度の年額保険料の差額については、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した、未経過期間に対する保険料を返還または請求し、承認した日の属する契約年度の翌契約年度以降、変更後の保険契約の条件による年額保険料に変更します。

（7）（6）の規定による追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当会社は、追加保険料領収前に発生した事故による損害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通約款および特約に従い、保険金を支払います。

（8）（1）、（2）または（6）の年額保険料の差額について、当会社が保険料を請

求した場合は、保険契約者はその全額を一時に払い込まなければなりません。

第6条（保険料の返還－保険金額の調整の場合）

- (1) 普通約款第17条（保険金額の調整）(1)の規定により、保険契約者が保険契約を取り消した場合には、保険契約者が超過部分についての保険契約の取り消しを請求した日の属する契約年度までの各契約年度については、変更前の年額保険料と変更後の年額保険料との差額を返還し、保険契約者が超過部分についての保険契約の取り消しを請求した日の属する契約年度の翌契約年度以降、変更後の保険契約の条件による年額保険料に変更します。
- (2) 普通約款第17条（保険金額の調整）(2)の規定により、保険契約者が保険金額の減額を請求した場合には、保険契約者が保険金額の減額を請求した日の属する契約年度の年額保険料の差額については、当社は、保険料のうち減額する保険金額に相当する保険料からその保険料につき既経過期間に対し普通約款別表に掲げる短期率を乗じた保険料を差し引いてその残額を返還することとし、保険契約者が保険金額の減額を請求した日の属する契約年度の翌契約年度以降、変更後の保険契約の条件による年額保険料に変更します。

第7条（保険料率の改定による年額保険料の変更）

保険期間の中途において、保険料が改定された場合においても、当社はこの保険契約の年額保険料の変更は行いません。

第8条（保険金の支払および未払込年額保険料の払込み）

当社は、保険金支払の原因となった事故が払込期日の翌日から払込期日の属する月の翌月末日までの期間内に生じ、その事故による損害に対して保険金を支払う場合において、年額保険料が支払われていないときは、支払保険金からその金額を差し引きます。

第9条（解除－年額保険料不払の場合）

当社は、保険契約者が払込期日の属する月の翌月末日までに年額保険料を払い込まなかった場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。なお、この場合の解除は、払込期日から将来に向かってのみその効力を生じます。

第10条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款の規定を準用します。

4. 抵当権者特約（地震保険用）

第1条（抵当権者に対する保険金の支払い）

(1) 当社は、被保険者がこの特約が付帯された地震保険契約（注1）による保険金請求権をこの特約が付帯された地震保険契約の保険の対象について抵当権を有する下記の者（注2）に、地震保険普通保険約款第2条（保険金を支払う場合）の保険金を支払うべき損害が生じた時におけるその抵当権付債権の額を限度として譲渡したことを承認し、この特約が付帯された地震保険契約により保険金として支払うべき額をその損害が生じた時におけるその抵当権付債権の額を限度としてその抵当権者に支払うものとします。

（注1）その継続契約を含みます。以下この特約において同様とします。

（注2）以下この特約において「抵当権者」といいます。

抵当権者	
------	--

(2) (1)の抵当権に優先する他の権利がある場合は、(1)の支払限度額は、この特約が付帯された地震保険契約の保険の対象について存在するすべての保険契約によって支払われるべき保険金の合計額から地震保険普通保険約款第2条（保険金を支払う場合）の保険金を支払うべき損害が生じた時における優先する他の権利によって担保される債権の額を差し引いた残額を超えないものとします。

第2条（普通保険約款に規定する通知義務との関係）

- (1) 当社は、保険契約者または被保険者が地震保険普通保険約款第11条（通知義務）(1)に基づく通知を行わなかった場合であっても前条の規定により保険金を支払うものとします。
- (2) 抵当権者は、地震保険普通保険約款第11条（通知義務）(1)に掲げる事実の発生を知った場合は、遅滞なく、当社に通知しなければなりません。ただし、保険契約者または被保険者が通知した場合を除きます。
- (3) 地震保険普通保険約款第11条（通知義務）(1)に掲げる事実の発生によって危険増加が生じた場合において、次の①および②のいずれにも該当するときは、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この特約が付帯された地震保険契約を解除することができます。
- ① 保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって遅滞なく地震保険普通保険約款第11条（通知義務）(1)に基づく通知をしなかったとき
- ② 抵当権者が、故意または重大な過失によって遅滞なく(2)の通知をしなかったとき
- (4) (3)の規定は、当社が、(3)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または危険増加が生じた時から5年を経過した場合には適用しません。
- (5) (3)の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、地震保険普通保険約款第20条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、解除に係る危険増加が生じた時から解除がなされた時まで発生した事故による損害に対しては、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
- (6) (5)の規定は、(3)の危険増加をもたらした事実に基づかず発生した事故による損害については適用しません。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物でない場合】

(7)(3)の規定にかかわらず、地震保険普通保険約款第11条（通知義務）(1)に掲げる事実の発生によって保険の対象または保険の対象を収容する建物が居住の用に供されなくなった場合には、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物である場合】

(7)(3)の規定にかかわらず、地震保険普通保険約款第11条（通知義務）(1)に掲げる事実の発生によって保険の対象である専有部分もしくは共用部分または保険の対象を収容する専有部分もしくは共用部分が居住の用に供されなくなった場合（注）には、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

（注）共用部分が居住の用に供されなくなった場合とは、共用部分を共有する区分所有者の所有に属するこの区分所有建物の専有部分のすべてが居住の用に供されなくなった場合をいいます。

(8) (7)の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、地震保険普通保険約款第20条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、解除に係る危険増加が生じた時以後に発生した事故による損害に対しては、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

第3条（追加保険料の払込み）

(1) 地震保険普通保険約款第10条（告知義務）(1)により告げられた内容が事実と異なる場合または地震保険普通保険約款第11条（通知義務）(1)に掲げる事実の発生によって危険増加が生じた場合において、保険契約者が追加保険料の支払を怠った場合は、抵当権者は、当社の請求によりその追加保険料を支払わなければ

なりません。

(2) 次の①および②のいずれにも該当する場合は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この特約が付帯された地震保険契約を解除することができます。

- ① 地震保険普通保険約款第10条（告知義務）(1)により告げられた内容が事実と異なる場合または地震保険普通保険約款第11条（通知義務）(1)に掲げる事実の発生によって危険増加が生じた場合において、保険契約者が追加保険料の支払を怠った場合（注）
 - ② 抵当権者が、(1)の規定による追加保険料の支払を怠った場合（注）
- （注）当会社が、保険契約者または抵当権者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限ります。
- (3) (2)の規定によりこの特約が付帯された地震保険契約を解除できる場合は、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (4) (3)の規定は、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に発生した地震保険普通保険約款第2条（保険金を支払う場合）の事故による損害については適用しません。

第4条（解除の予告）

当会社は、次の①または②に該当する場合は、抵当権者に対して少なくとも10日間の猶予期間を設けて書面により予告するものとします。

- ① 当会社がこの特約が付帯された普通保険約款またはこれに付帯される特約（この特約を含みます。）の規定に従い、保険契約を解除する場合
- ② 保険契約者がこの特約が付帯された地震保険契約を解約する場合

第5条（権利の譲渡）

- (1) 当会社が第2条（普通保険約款に規定する通知義務との関係）(1)の規定により保険金を支払った場合は、当会社は、その支払った保険金の額を限度として、抵当権者から抵当権付債権およびこれに付随する権利の譲渡を受けます。この場合において、抵当権者は、当会社に対し、譲渡に必要な手続きをとらなければなりません。
- (2) (1)の場合において、抵当権者に残存する権利があるときは、その権利は、(1)の規定により当会社が譲渡を受けた権利に優先するものとします。

第6条（特約の失効）

この特約は、抵当権の消滅によりその効力を失うものとします。

5. 長期保険保険料払込特約 （満期戻総合保険付帯地震保険用）

第1条（保険料の返還または請求－通知義務の場合）

危険増加が生じた場合または危険が減少した場合において、保険料率を変更する必要があるときは、地震保険普通保険約款第21条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(2)の規定にかかわらず、当会社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき計算した保険料に対し、危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間（注）に対応する別表に掲げる未經過料率係数を乗じて計算した保険料を返還または請求します。

（注）保険契約者または被保険者の申出に基づく、危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間をいいます。

第2条（保険料の返還－失効等の場合）

(1) 保険契約が失効となる場合には、地震保険普通保険約款第22条（保険料の返還－無効、失効等の場合）(3)の規定にかかわらず、当会社は、この保険契約が失効した日の保険契約の条件に基づき計算した保険料に対し、未經過期間に対応する

別表に掲げる未經過料率係数を乗じて計算した保険料を返還します。

(2) 地震保険普通保険約款第33条（付帯される保険契約との関係）(2)の規定によりこの保険契約が終了する場合には、地震保険普通保険約款第22条（保険料の返還－無効、失効等の場合）(4)の規定にかかわらず、当会社は、この保険契約が終了した日の保険契約の条件に基づき計算した保険料に対し、未經過期間に対応する別表に掲げる未經過料率係数を乗じて計算した保険料を返還します。

第3条（保険料の返還－保険金額の調整の場合）

地震保険普通保険約款第17条（保険金額の調整）(2)の規定により、保険契約者が保険金額の減額を請求した場合には、地震保険普通保険約款第24条（保険料の返還－保険金額の調整の場合）(2)の規定にかかわらず、当会社は、減額した保険金額につき、この保険契約の保険金額が減額された日の保険契約の条件に基づき計算した保険料に対し、未經過期間に対応する別表に掲げる未經過料率係数を乗じて計算した保険料を返還します。

第4条（保険料の返還－解除の場合）

地震保険普通保険約款第10条（告知義務）(2)、第11条（通知義務）(2)もしくは(6)、第19条（重大事由による解除）(1)または第21条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(3)の規定により、当会社が保険契約を解除した場合または地震保険普通保険約款第18条（保険契約者による保険契約の解除）の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合には、地震保険普通保険約款第25条（保険料の返還－解除の場合）の規定にかかわらず、当会社は、この保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づき計算した保険料に対し、未經過期間に対応する別表に掲げる未經過料率係数を乗じて計算した保険料を返還します。

第5条（保険料の返還または請求－料率改定の場合）

この保険契約に適用されている料率が、保険期間の途中で改定された場合においても、当会社は、この保険契約の保険料の返還または請求は行いません。

第6条（保険料の返還－保険金を支払った場合）

地震保険普通保険約款第32条（保険金支払後の保険契約）(1)の規定により保険契約が終了した場合には、当会社は、この保険契約が終了した日の保険契約の条件に基づき計算した保険料に対し、地震保険普通保険約款第2条（保険金を支払う場合）の保険金を支払うべき損害が生じた日の属する契約年度（注）を経過した以後の期間に対応する別表に掲げる未經過料率係数を乗じて計算した保険料を返還します。

（注）保険期間の初日からその日を含めて起算した1年ごとの期間をいいます。

第7条（地震保険普通保険約款・満期戻総合保険に付帯される場合の特則との関係）

この保険契約においては、地震保険普通保険約款・満期戻総合保険に付帯される場合の特則第8条（自動継続）(3)および(4)の規定は適用されません。

第8条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、地震保険普通保険約款の規定を準用します。

別表 未経過料率係数表

経過年数 経過月数	2年契約		3年契約			4年契約				5年契約				
	0年	1年	0年	1年	2年	0年	1年	2年	3年	0年	1年	2年	3年	4年
1か月まで	92%	44%	95%	62%	30%	96%	71%	47%	22%	97%	77%	57%	38%	18%
2か月まで	88%	40%	92%	59%	27%	94%	69%	45%	20%	95%	75%	56%	36%	16%
3か月まで	84%	36%	89%	57%	24%	92%	67%	43%	18%	93%	74%	54%	34%	15%
4か月まで	80%	32%	86%	54%	22%	90%	65%	41%	16%	92%	72%	52%	33%	13%
5か月まで	76%	28%	84%	51%	19%	88%	63%	39%	14%	90%	70%	51%	31%	11%
6か月まで	72%	24%	81%	49%	16%	86%	61%	37%	12%	88%	69%	49%	29%	10%
7か月まで	68%	20%	78%	46%	14%	84%	59%	35%	10%	87%	67%	48%	28%	8%
8か月まで	64%	16%	76%	43%	11%	82%	57%	33%	8%	85%	66%	46%	26%	7%
9か月まで	60%	12%	73%	41%	8%	80%	55%	31%	6%	84%	64%	44%	25%	5%
10か月まで	56%	8%	70%	38%	5%	78%	53%	29%	4%	82%	62%	43%	23%	3%
11か月まで	52%	4%	68%	35%	3%	75%	51%	27%	2%	80%	61%	41%	21%	2%
12か月まで	48%	0%	65%	32%	0%	73%	49%	24%	0%	79%	59%	39%	20%	0%

(注) 経過月数につき1か月未満の端口数は、1か月として計算します。

※長期保険保険料払込特約を付帯した地震保険契約の保険金額について

地震保険契約に長期保険保険料払込特約（満期戻総合保険付帯地震保険用）を付帯した場合、地震保険契約の保険金額は増額しません。

また、地震保険契約に長期保険保険料払込特約（満期戻総合保険付帯地震保険用）を付帯する場合は、次の割合になります。

基本契約の保険期間	5年	6年	10年
割合	36%～50%	37.5%～50%	43.5%～50%

6. 地震保険契約の保険料への
振替貸付等に関する特約

第1条（用語の定義）

用語	定義
地震保険契約	この保険契約と同一保険証券で引き受ける地震保険契約をいいます。
特則	地震保険普通保険約款・満期戻総合保険契約に付帯される場合の特則をいいます。

第2条（地震保険契約の保険料への振替貸付）

当会社は、この特約により、地震保険契約の、次に掲げる保険料の払込みについて、満期戻総合保険普通保険約款第25条（保険料の振替貸付）の規定を適用します。

- ① 特則第3条（保険料の払込方法）（1）の第2回以後の保険料
- ② 特則第7条（告知義務、通知義務による保険料の払込期限）（1）の保険料

第3条（満期返戻金からの地震保険契約の保険料の差引き）

当会社は、この特約により、特則第5条（第2回以降の保険料の払込猶予および契約の効力）（2）の保険料の払込みについて、満期戻総合保険普通保険約款第23

条（第2回以降の保険料の払込猶予および契約の効力）（2）の規定を適用します。

第4条（保険契約終了の場合の保険金からの地震保険契約の保険料の差引き）

当会社は、この特約により、特則第3条（保険料の払込方法）（2）に規定する保険料の未払込部分の払込みについて、満期戻総合保険普通保険約款第21条（保険料払込方法）（4）の規定を準用します。

第5条（満期戻総合保険普通保険約款の読み替え）

この特約については、満期戻総合保険普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。

- ① 第21条（保険料払込方法）（4）の規定中「（3）に規定する未払込部分」とあるのは「（3）に規定する未払込部分（地震保険契約の保険料の振替貸付等に関する特約第4条（保険契約終了の場合の保険金からの地震保険契約の保険料の差引き）の保険料の未払込部分を含みます。）」
- ② 第25条（保険料の振替貸付）（1）の規定中「払込猶予期間内に保険料が払い込まれない場合には」とあるのは「払込猶予期間内にこの保険契約の保険料と地震保険契約の保険料とを合算した保険料が払い込まれない場合には」
- ③ 第25条（保険料の振替貸付）（1）の規定中「この保険契約を有効に継続させます」とあるのは「この保険契約および地震保険契約を有効に継続させます」
- ④ 第40条（保険料の返還—無効または失効の場合）（3）、第43条（保険料の返還—解除の場合）（2）および第52条（保険金支払後の保険契約）（4）の規定中「払い込むべき保険料」とあるのは「払い込むべきこの保険契約の保険料または地震保険契約の保険料」
- ⑤ 第53条（契約者貸付）（3）の規定中「この約款もしくはこれに付帯された特約」とあるのは「この約款および地震保険契約普通保険約款もしくはこれらに付帯された特約」
- ⑥ 第57条（満期返戻金の支払）（1）の規定中「保険料全額の払込み」とあるのは「この保険契約の保険料と地震保険契約の保険料とを合算した保険料全額の払込み」
- ⑦ 別表6（1）の規定中「この約款もしくはこれに付帯された特約」とあるのは「この約款および地震保険契約普通保険約款もしくはこれらに付帯された特約」

MEMO

MEMO

保険証券に表示された特約の略称は、この約款・特約集の中で下記のものをいいます。

コードNo	略 称	正 式 名 称	コードNo	略 称	正 式 名 称
11	地震保険自動継続	自動継続特約（地震保険用）	25	長期地震特約	長期保険保険料払込特約（満期戻総合保険付帯地震保険用）
25	長期保険（地震用）	長期保険保険料払込特約（地震保険用）		地震振替貸付特約	地震保険契約の保険料への振替貸付等に関する特約
61	抵当権者特約	抵当権者特約（地震保険用）	L9	長期年払（地震用）	長期保険保険料年払特約（地震保険用）

事故の受付窓口

事故のご連絡は

事故受付センター

0120-210-545（通話料無料）

受付時間：24時間365日

※携帯電話からのご利用になれます。

ご相談・苦情受付窓口

保険に関するお問い合わせ・ご相談・苦情は

当社へのお問い合わせ・ご相談・苦情は、下記にご連絡ください。

お客様相談室

0120-333-962（通話料無料）

受付時間：9:00～12:00 13:00～18:00

〔月～金曜日（祝日・休日および12月31日～1月3日を除く）〕

当社との間で問題を解決できない場合は

当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。

当社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター

0570-022808〔ナビダイヤル（通話料有料）〕

受付時間：9:15～17:00

〔月～金曜日（祝日・休日および12月30日～1月4日を除く）〕

※ナビダイヤルでは、各電話会社の通話料割引サービスや料金プランの無料通話は適用されませんので、ご注意ください。

電話リレーサービス、IP電話からは、03-4332-5241をご利用ください。

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
(<https://www.sonpo.or.jp/>)

信頼される安心を、社会へ。

SECOM セコム損害保険株式会社

〒102-8645 東京都千代田区平河町2丁目6番2号 セコム損保ビル
TEL:03-5216-6111(大代表) <https://www.secom-sonpo.co.jp/>